

## 広島県子ども・子育て審議会部会の分掌事項の追加について

### 1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童をわいせつ行為から守る環境整備等について改正されたことを踏まえ、広島県子ども・子育て審議会部会の分掌事項を追加する。

### 2 法改正の概要

#### 【児童をわいせつ行為から守る環境整備】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する業務停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正が行われた。

#### 【児童福祉法第 18 条の 20 の 2】

都道府県知事は、次に掲げる者（第 18 条の五各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。）については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

一 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第三項において同じ。）の登録を取り消された者

二 前号に掲げる者以外の者であって、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

2 都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

### 3 分掌に追加する事項

#### 【保育部会】

・児童生徒への性暴力により保育士登録を取り消された者等の再登録に関する知事の諮問に係る答申

### 4 広島県子ども・子育て審議会条例及び運営規程について

資料 2 のとおり改正する。